

## 5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印

高島英之

### 1. 下芝五反田遺跡出土の銅印

北陸新幹線の建設工事に伴う箕郷町下芝五反田遺跡の調査で、86区A-3グリッドの浅間B軽石下の水田耕土中から銅印が出土した。周知のように銅印は通常、鈕の形態によって、上端部が円弧状を呈するものを「弧鈕」と、頭部全体が花弁状を呈するものを「苔鈕」と分類されているが、本例は「鶏頭鈕」「苔鈕」の範疇に属するものである。全高は3.1cm、鶏頭状のつまみまでの高さは3.1cmで、つまみの最大径は2.2cm、つまみには径0.45cmの穴が開けられている。印面の大きさは外郭で2.7cm四方、外郭線内でおよそ2.1cm四方で、方1寸以下である。鈕の基部と印台部の差は不明瞭で、画線等は無く、鈕から印台部にかけて緩やかな傾斜を描いている。

印文「犬甘」は氏族名で、「犬飼」と同義である。印文が氏族名であるところから見て私印であると考えられる。本遺跡からは他に「犬」と記された墨書き土器も出土しているので、付近一帯に犬甘=犬養氏の居住が想定できる。なお、古代の上野国における犬甘=犬養氏に関する史料としては、他に『続日本後紀』承和10年（843）条に、新田郡の犬養子羊・真虎兄弟の名が見られるのみである。群馬県内における銅印の出土例としては13例目であり、氏族名が記された私印としては、高崎市矢中村東遺跡出土の「物部私印」に次ぐ例と言うことになる（第11表）。第11表を見るとおり、我が国古代の私印の出土例・印影の類例の中でも、2字で表現されるものは珍しく、その中でもさらに氏族名となると稀有な例ということになろう。形態から見れば古代の私印の類例に通有な形状を呈している。

### 2. 日本古代の印章

凡そ印章とは、自己を表現し、自己の権利・権限・所有を表現するための手段の一つとして、洋の東西

を問わず古来より多くの地で用いられてきたものであった。一般に印章の用途・目的とするところは、所有権の表示、内容の漏洩を防止するための封印、行為の主体及びその有する権利・権限・職務等を表示し、確認するための証印、等であったとされている。

周知のように『続日本紀』大宝元年（701）6月己酉条に、

遣使七道、宣下告依新令為政、及給大租之状上、併頒付新印様。

と、あるいは『扶桑略記』大宝2年（702）2月乙丑条に、

諸国司等始賜印鍵。

とみえるように、わが国においても隋・唐の印制にならって、大宝令制の成立によって本格的な印章制度が確立したと言われている。

律令国家は行政の技術として文書を重要視し、これを高度に発達させて支配の手段とした。すなわち、行政上のあらゆる命令・指示・報告等が文書を媒体として達せられる文書主義がとられたわけであるから、『類聚三代格』所引の貞觀10年（868）6月28日付太政官符中に、

（前略）印之為用、實在取信、公私拠此則決嫌疑。（後略）

とみえるように、公文書に押されることによって支配権限の所在を明らかにするものとしての役割を担っており、印章及び捺印行為の意義たるやまことに重大であったと言えるだろう。印章とはまさに律令制支配の象徴であった。公式令天子神璽条には、

内印方三寸、五位以上位記、及下諸國公文則印、外印方二寸半、六位以下位記、及太政官文案則印、諸司印方二寸二分、上レ官公文及案、移、牒則印、諸國印方二寸、上レ官公文及案、調物則印。

凡行公文、皆印事状、物数、及年月日、併署、

## V 考 察

継處、鈴伝符刻数。

とあり、天皇の印たる内印をはじめ、太政官印である外印、諸司印、諸国印の4種の印が示され、それぞれの寸法・用法等の委細が示されており、また、厩牧令駒牛条には、官の牛馬に押す畜産印について規定されている。さらにこれらその他に、公式令にはみえないが、印影や実物から伺い知ることの出来るものとして、國倉印・郡印・郷印・僧綱印・國師印・社寺印、それに私印など、多種多様な印章の存在が知られている。

### 3、古代の私印の形態について

発掘調査によって出土する古代の印章のほとんどは私印である。奈良・平安時代の現存する文書の印影にみえる私印としては第10表の通り22例ほど認められる。また第11表の通り、出土品・伝世品など現存する古代の私印は138例、鋳型片2例、印影が押された土器・瓦片は5例ほど確認できる。

前述したように銅印は通常、鈕の形態によって、上端部が円弧状を呈するものを「弧鈕」と、頭部全体が花弁状を呈するものを「苔鈕」と分類されているが、鈕の形態が判明する138例の内113例が苔鈕であり、苔鈕のものが圧倒的多数を占めている。一般的に弧鈕・無孔のものが奈良時代の官印の特徴であり、平安時代になると苔鈕・有孔のものに変わっていくと言われているが、確実に奈良時代に遡る銅印が非常に限られていることや、現時点において確実に奈良時代の私印と言える資料が存在しないことからみるならば、厳密な形態学的検討を経ない上で、一概にそのように方向付けてしまうことには無理がある。

私印の現存例をみると、大多数の苔鈕のもののかでも、花弁状の開きの大小・切り込みの深浅、造作の精粗など形態は多種多様である。印面の形態からみれば、圧倒的に单郭のものがほとんどであるが、第11表-31・32・40・55等ごく少数ながら2重郭のものも存在する。このような形態の差異が何に拠るのか、例えば年代的な差異や制作工房の違いによる

差異なのかどうかは不明確であるが、私印であっても、使用形態から言っても鑄造制作の技法面からみても一般的な集落などで作成できるようなものではなく、官衙等の工房に発注されたものと考えられる。

印面の法量の点をみると、私印についてはじめて公的に規定した『類聚三代格』卷17所引の貞觀10年(868)6月28日付太政官符では「但一寸五分以為二其限一」とみえるように、他の官印と明瞭に識別するため印面の大きさを方1寸5分以内に制限している。第11表・第607~615図に掲げた古代の私印の現存例では唯一、茨城県水戸市アラヤ遺跡出土の「桶弓」印(第11表-4)が、また文書にみえる印影では、弘仁9年(818)3月27日付の酒人内親王施入状にみえる「酒」印(表10-13)だけが方1寸5分の大きさを越えている。「桶弓」印の年代は明確ではないが、酒人内親王施入状は私印の印面寸法が方1寸5分以内と明文化される以前のものであるから、必ずしも奇異なことではなかろう。この貞觀10年の太政官符で印面の法量が規制される背景には、当然、官印に準ずるような大きさの私印の例が多数存在した事実が存在したのだろうが、現存・印影で確認できる古代の私印の例がほぼ方1寸5分以内に収まっているところからみれば、一方で、私印の印面をおおむね方1寸5分以内にするという規制が、不明文ながら、かなり以前から存在していたということも言えるのではないか。なお、この下芝五反田I遺跡出土の「犬甘」印の大きさは方1寸以下であり、1寸5分以下とした私印の法量規定の範疇にも収まっている。

### 4、史料にみる古代の私印

よく知られているように、私印についてはじめて公的に規定したのは、『類聚三代格』卷17所引の貞觀10年(868)6月28日付太政官符である。

太政官符

応レ令ニ封家ニレ印事。

右撰格所起請言、印之為レ用、實在レ取レ信。公私処レ此則決ニ嫌疑ニ。而案ニ公式令ニ、唯ニ諸司之

印、未レ見臣家之印。媛有勢諸家皆私鑄作、進レ官文外、皆潛印レ之、積習成レ常、無復疑慮。夫事不レ獲レ己、人所必行、於公無レ害理宜容許。加之、太政官去齊衡三年六月五日封家調庸物可レ放捺印日収之状、下知已終。然而使用之制未詳、至今猶放白紙、家司雜掌爭論無レ絕。伏望、令諸封家皆用印、但一寸五分以為其限、外於公家備於私用者。(後略)

貞觀十年六月二十八日

この官符によると、この時点では未だ私印が公認されていないこと、私印の使用は公然とではなく、内々に行われていたことなどが判明する。しかしそれはやむを得ず行われていることであり、文書に捺印の無いことによって、封家の家司や雜掌間の争論が絶えず、混乱をきたす元となっているので私印の使用を公認するというのである。さらに他の官印と明瞭に識別するために、印面の大きさを一寸五分以内に制限した(前掲公式令公文条によれば、内印方三寸、外印方二寸半、諸司印方二寸二分、諸国印方二寸)。ここに私印の制度が公的に確立するわけであるが、この官符の文中にも「有勢之諸家皆私鑄作、進レ官文外、皆潛印レ之」とあるようにこのような命令が出される背景には、すでに私印が広く用いられていた事実がある。

史料上確認できる最古の私印の使用例は、この貞觀10年の太政官符より110年遡る『続日本紀』天平宝字2年8月甲子(25日)条に、

甲子、以紫微内相藤原朝臣仲磨任太保。(中略)別聴鑄銭・挙稻及用惠美家之印。  
とあるように、藤原仲麻呂に「惠美押勝」の名を賜るとともに、その家を「惠美家」と称し、私印として「惠美家印」が使用されたのである。

また『続日本紀』宝亀2年(771)正月壬戌(4日)条には、

壬戌。自天平神護元年以来、僧尼度縁、一切用道鏡印、印レ之。至レ是復用治部省印。  
とみえる。僧尼度の公驗には、本来、治部省印を要していたのだが、天平神護元年(765)以来、道鏡

5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印  
の私印に取って代わられていたと言うのである。天平神護元年は道鏡が太政大臣禪師に叙任された年であり(『続日本紀』天平神護元年閏10月己丑条)、私印の性格としては前掲の藤原仲麻呂に許された「惠美家印」に類似する。

なお、前二の史料よりはかなり年代が下がる史料であるが、藤原氏の氏長者が、氏長者の地位を象徴するレガリアとして朱器・大盤とともに長者の印を伝領することは、『中右記』寛治8年(1094)3月11日条に、

參關白殿、依朱器・大盤渡也、(中略)小櫃一合、印鍵カ、小櫃一合印鍵(中略)入朱器、(中略)藤氏長者印也。

とみえることや、また『殿略』康和2年(1100)10月6日条に

六日、有藤氏長者事、戌時許惟信朝臣持來朱器併大盤、唐櫃、斤。請氏印事、不レ委、(後略)

とみえるようによく知られているが、その印の実態については不明確な点が多い。表10-18の延喜20年(920)9月11日付右大臣藤原忠平家牒にみえる「藤」印がそれに当たるのか否かも明確ではない。ただ、当時の忠平は既に兄仲平を越えて長者になっているので、これが長者印であったとしても何ら不思議はない。かなり特異な事例ではあるものの、私印の範疇に入るものであることに相違あるまい。

また藤原行成の『権記』の長保4年(1002)10月3日条には、

早朝淑光朝臣持來成字印文、即差茂方、遣内匠属服時方許、家印未レ鑄、九条殿例、任宰相給之後有此事。

と、彼の私印に関する記述がみられる。自らの名である「行成」の内の1字「成」をとって1字印の家印を造ろうとしたというのである。

また『台記』久寿2年(1155)4月27日条にみえる藤原頼長の私印「頼」印に関する記事も、これまでも印章関係を論じる際には必ずと言ってよいほど引用されており、古代の私印を考える上で重要な史

## V 考 察

料である。この「頼」印は、頼長が左大臣・内覽・兵杖の辞退を上表するに際して、それまで彼が所持していた私印に代えて新たに私印を改鑄したものであった。『台記』の記事によればその印の法量は、  
印、以レ銅鑄レ之、方一寸九分、高一寸八分。(後略)

のことであった。頼長はこのとき藤原氏の氏長者でもあったのだが、印文に自分の名前の一字をとっているところからみても、これは長者印とは別の自家の印ということになろう。

### 5、私印の印文

先述したように、第10表の通り、奈良・平安時代の現存する文書の印影にみえる私印としては22例があり、第11表・第607～615図の通り、出土品・伝世品など現存する古代の私印は138例、鋳型片2例、印影が押された土器・瓦片は5例ほど確認できる。それらをみると4字印・2字印・1字印など、字数や印文・法量などは多種多様である。出土例や伝世品では資料自体の年代が明確でないものが多いが、年紀が判明する文書の印影から判断するならば、奈良時代の私印には4字のものが多いように見受けられる。また光明皇后の「内家私印」(第10表-1)「積善藤家」印(第10表-2)、藤原仲麻呂の「恵美家印」など最高権力者たちの私印が4字であることや、印影・現存例とを比較して勘案するならば、4字で構成するのが本来的な私印の形態であったと見られよう。このことは内印・外印をはじめ、官印がすべて4字で構成されることに倣ってのことであると考えられる。ただ、「桃」印(第10表-3)、「書」印(第10表-4)、「足万」印(第10表-9)等のように既に奈良時代においても1字ないし2字の印が使用されており、中には佐伯宿禰今毛人の「佐」印(第10表-11)や酒人内親王の「酒」印(第10表-13)のように皇族・上級貴族の私印にも1字印が使用されており、私印であるだけに書式にはあまり厳密な齊一性はなかったと考えられる。

文書の印影や現存例を検討するならば、4字で構

成される私印は、

- ①人名を4字で表現するもの。
- ②人名を3字で表現し、文末を「印」で結ぶもの。
- ③文末を「私印」「之印」「家印」で結ぶもの。

の、3パターンにおよそ分類できる。

古文書に押捺された印影から見るならば、4字で構成される私印のみならず、2字・1字の私印も人名の1部を省略したものと考えられる。先に引用した『權記』長保4年(1002)10月3日条の藤原行成が「行成」の内の1字「成」をとって1字印の家印を造ろうとした記事や、『台記』久寿2年(1155)4月27日条にみえる藤原頼長の私印「頼」印に関する記事もからも1字印の印文は印の主体者の名前から採られた場合があったことが判明する。人名を2字・1字に略する場合でも、「成」、「頼」、「書」(第10表-4)、「足万」(第10表-9)、「宮衣」(第10表-10)のように名前の方を略記するものと、「桃」(第10表-3)、「佐」(第10表-11)、「藤」(第10表-18)のように氏の方を略記するものがあるなど、ここでも齊一性がなく、印の主体者の好みによって自由に印文が選び採られたのだろう。印影・現存例とともに類例からみても、それらの印文は実に多種多様であるが、4字印のなかでも「山常私印」(第10表-21)、「丈龍私印」(第11表-3)、「丈永私印」(第11表-5)、「錦衣私印」(第11表-10)、「池長私印」(第11表-24)、「匝永私印」(第11表-35)、「王酒私印」(第11表-36)、「若鳥私印」(第11表-38)、「高有私印」(第11表-43)、「長良私印」(第11表-46)、「王強私印」(第11表-47)、「伯万私印」(第11表-48)、「日益私印」(第11表-85)、「今福私印」(第11表-91)、「曾吉私印」(第11表-91)、「私福私印」(第11表-93)、「土全私印」(第11表-113)、「濱守私印」(第11表-114)、「橘高私印」(第11表-145)などは、例えば「丈永私印」(第11表-5)では「丈部永某」と言うように、人名の氏と名を1字ずつ採って略記したものと考えられ、私印の印文は概して人名の1部から選び採られたものが主流をなすと考えて大過ないだろう。

文書に残された印影からは、それぞれの文書の発給者がわかるので、1字印もほとんどすべてが人名の1部を表記したものと判明し得たのであるが、現存例では「証」(第11表-41)、「印」(第11表-28)、「識」(第11表-22)、「私印」(第11表-17)等、印を押捺する行為・目的そのものを印文としたものや、印影では「去邪行正」印(第10表-17)のような成語を印文にしたものも存在している。このような印文は私印の機能を検討する上で有効な手がかりを与えてくれるものであり、次節で詳しく触れるが、1字印のすべてが必ずしも人名の一部を表現したものとは言い難いのである。1字印の印文を概観すると、所謂吉祥句的な語が目立つが、当然のことながら吉祥句は地名・人名に好んで用いられる。このあたりは墨書土器の字句の解釈と同様、1字のみではいかようにも解釈可能なので、印文を見ただけで安易に人名の一部であるとか吉祥句であるとか分類してしまうわけにはいかないだろう。ただ「去邪行正」印のような成語印が存在しているところからみるとならば、1字印の中には必ずしも印の主体者の人名の1部を表現したものばかりではなく、人名とは何ら関わりのない、純然たる吉祥句を1文字採って印文としたものが存在する可能性も全く否定できないのである。

## 6、私印の用途と機能

私印の用途と機能を解明するには、奈良・平安時代の現存する文書にみえる私印の印影を検討するのが、最良の方法であろう。

奈良・平安時代の現存する文書の印影にみえる私印は、第10表の通り22例ほど認められる。このうち、光明皇后の私印と考えられている「内家私印」(第10表-1)「積善藤家」印(第10表-2)については、印の主体者が主体者であるだけに特殊な事例と考えてよく、両者とも紙の継目に押されている(但し「積善藤家」印は巻末にも押されている)。この光明皇后の私印2種は継目印であるが、押捺されているのが文書ではなく典籍でもあり、性格としては蔵書印

## 5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印

に近いものと考えられているので、他の私印とは別個に考えておくべきであろう。他では、経師・鴨書手の私印と考えられている「書」印(第10表-4)のうち天平勝宝3年(751)4月5日付写經所解に押されているものと、「山常私印」(第10表-21)の内、承保4年(1075)4月12日付の法隆寺金剛三昧堂牒に押されたものとが継目裏に押されている以外は、すべて紙面に押されており、押捺の方法はおおむね官印と同じと言ってもよい。弘仁9年(818)3月27日付の酒人内親王施入状にみえる「酒」印(第10表-13)は、奈良・平安時代の現存文書に見える私印の印影の中では最大であり、方1寸6分半を計るが、光明皇后の私印とされる「内家私印」(方1寸3分)・「積善藤家」印(方1寸4分)よりも大きく、かなり特異な存在であると言えるが、文書の表面1面に整然と60顆も押されていて、これも公文書における官印押捺の方法と全く同じ形態である。

正倉院文書等現存する奈良時代の文書をみると、個人差出の文書にはかえって私印の押捺されていいものの方が多いわけであるから、奈良時代から平安時代前期にかけては、私印が必要不可欠ではなかったわけである。また、それ故にこそ前掲の貞觀10年(868)6月28日付太政官符が出された段階で「至レ今猶放二白紙一、家司雜掌争論無レ絶。」と述べられるような事態を招来することになったのだろう。

前節で述べたように、私印の印文は概ね印の主体者の人名から採ったものが主流をなすと考えられるが、現存例には「証」(第11表-41)、「印」(第11表-28)、「識」(第11表-22)、「私印」(第11表-17)等、印を押捺する行為・目的そのものを印文としたものも存在する。これでは印としての個性がなく、押捺の主体を特定することはできない。文書の印影にみられる藤原有実の「去邪行正」印(第10表-17)もそのような意味では同様である。こうした印が私印として存在していることは、やはり先述したように個人もしくは私家発給の文書には必ずしも私印が欠くべからざるものではなかったことによるのだろう。また、荻野三七彦氏が早くに指摘されているよ

## V 考 察

うに、「宝□私印」が75顆も押されている貞觀18年（876）1月25日付近江国愛智庄定文（第10表—15）の書止には、年紀及び発給主体である前豊前講師大法師安寶の自署の次に、「依レ疑捺ニ私印一。」との文言が記されているが、わざわざ文中に「本文書の疑いを避けるために私印を押す。」と注記しているところからみても、私文書にあっての私印押捺の意味は、文書の内容が正しいことの証明と、偽造・抹消・改竄の防止であり、印が押捺されていること自体に意義があるのであって、印文が人名や人名の一部、あるいは「私印」・「印」・「証」・「識」といった印章押捺の行為そのものやその目的を表す文言、さらには「去邪行正」のような成語であっても、何等差し障りは無かったと言うことが出来るのではないだろうか。

### 7、家印と個人印

ところで、これまで私印として一概に扱ってきたが、周知のように私印の中には「家印」と「個人印」の2種類が存在する。公式令集解天子神璽条には「問。諸司印者、未レ知。坊官及家司何。額云、坊官可レ給也、但家司不レ可レ給」とあり、有品親王と職事3位以上の家政機関は家令職員令に規定されている正規の官司であるにも関わらず中央政府から官印が支給されなかった。これは、令制では本来的には私印の使用を認めていなかったことに因るのだろうが、このことは後に私印が公認された後も、各家においてそれぞれの好む所によってまちまちに家印が造られることになり、結果的に私印の多様性を導くことになったのである。

藤原仲麻呂の「惠美家印」・「藤氏長者印」・藤原行成の造ろうとした「成」印・藤原頼長の「頼」印等や、印影にみえる佐伯宿禰今毛人の「佐」印（第10表—11）・酒人内親王の「酒」印（第10表—13）・藤原有実の「去邪行正」印（第10表—17）・藤原忠平の「藤」印（第10表—18）・平清盛の印文不明の私印（第10表—22）等は、特に後3者が家政機関発給の文書であり、家印と考えた方がよいだろう。現存例にも

「申田宅印」（第11表—7）・「田村家印」（第11表—13）等のように「家印」と明記するものが存在している。また、前掲の貞觀10年6月28日付太政官符の規定も、厳密には家印に関するものである。第2節でみたように藤原行成の『権記』長保4年（1002）10月3日条に、自らの名の1字「成」をとって1字印の家印を造ろうとしたとあるが、その記事の中でこの印のことを「家印」と記している。またその中で「九条殿例（師輔）、任二宰相一給之後有二此事一。」と記されている点は、藤原師輔が三位に叙位され令上の家司が付されるを機に家印を造ったと言うことを意味しているのだろう。

また家印と言っても各家に数代に亘って伝存・使用されたものばかりではない。「藤家長者印」は代々藤原氏の氏長者に伝領されたことは確実であり、また藤原仲麻呂の「惠美家印」・佐伯宿禰今毛人の「佐」印（第10表—11）・藤原有実の「去邪行正」印（第10表—17）・藤原忠平の「藤」印（第10表—18）等は、印文からは同氏中の特定の個人に限定できないので、各家において数代に亘って使用された可能性もあるが、酒人内親王の「酒」印（第10表—13）・『台記』久寿2年（1155）4月27日条にみえる藤原頼長の「頼」印・『権記』長保4年（1002）10月3日条にみえる藤原行成の「成」印などは、特定の個人名を印文としたもので、その人物1代限りの家印と言うことになる。皇族や上級貴族の場合はそれぞれ家政機関が存在し、仮にその本人個人が発給した文書であったとしても、個人間の私信以外では文書発給には家政機関が関わるわけだから、そこに押捺される私印は家印と言うべきであろう。藤原氏の氏人全体を統率する氏長者の印とは別に各家ごとにそれぞれ家印を有していたことは、第2節でみた藤原頼長の「頼」印の例から判明するが、氏長者印自体も家印であることには相違ないわけだから、家印の重層構造とも称せよう。ただ『台記』に「一人不レ可レ有二二印一故也。」とみえるので、氏長者が長者印と自家印とを共に所持する場合以外には、1家もしくは1人で複数の印は所有できなかったようである。

『続日本紀』宝亀2年（771）正月壬戌（4日）条によれば、道鏡が太政大臣禪師に叙任された天平神護元年（765）から、僧尼得度の公驗には治部省印に代えて「道鏡印」が押捺されたという。荻野三七彦氏はこの「道鏡印」を個人印と考えておられるが、治部省印の代わりに公文書に機能していたわけであり、文書発給や押印のことを担当したのは道鏡の家政機関と考えられるから、太政大臣禪師道鏡家印としての役割を担っていたと考えた方がよいのではないだろうか。周知の通り道鏡はその後の天平神護2年（766）に法王となり（『続日本紀』天平神護2年10月条壬寅条）、神護景雲元年（767）3月にはその機関として「法王宮職」が設置され（『続日本紀』神護景雲元年3月己巳条）、神護景雲3年7月には「法王宮職印」も使用されるようになったが（『続日本紀』神護景雲3年7月乙亥条）、僧尼得度の公驗には「法王宮職印」に代えずにその政権の終焉まで「道鏡印」が使用されようである。すなわち「道鏡印」には官司印としての「法王宮職印」を越える権威が付されていたということになる。法王就任後に「法王印」が鋳造・使用されたとする記事は見あたらないので、あるいは道鏡の法王就任後は「道鏡印」自体が「法王印」的な機能を有していたと考えられる。「道鏡印」自体は本来的には私印であることには相違ないが、僧尼得度の公驗に治部省印に代わって使用され、さらに「法王印」的に機能していたとすれば、いずれにしても用途と機能の面では私印としての範疇を大きく逸脱するものであったと考えられる。

一方、正倉院文書にみられるような下級官人の私印は（第10表—3～10）、個人印と位置づけられる。また現存例にも「申田宅印」（第11表—7）・「田村家印」（第11表—13）等のように「家印」と明記するものが存在しているものの、出土遺跡や印の出土状況からみて家印ではなく個人印であろう。他の現存例もすべてが個人印と考えられる。そもそも家印と個人印の相違は、それらが押捺されるべき文書の発給主体が純然たる個人か家政機関かの違いに因るのであるが、当然の事ながら家印は貴族階級に限られる

## 5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印

ものであり、正倉院文書の例にあるような下級官人などが差出す文書に押捺されるのは個人印しか有り得ないわけだから、家印と個人印の違いは、本質的にそれほど厳密なものとは言い難い。また印章の機能自体や押捺の方法にもほとんど差異はないと言つてよい。

## 8. 祭祀遺物としての私印

いまひとつ私印の機能として触れておかなければならぬことは、印の持つ呪術性及び祭祀的な役割についてである。

よく知られているように、国印と府庫の鑰とが、国府の権威の象徴として印鑰社に祀られることは、往々にして見られることであり、今日まで伝存している古代印の中には、官印・寺社印ではない明らかに私印であるにも関わらず、印章そのものが神体として奉斎されていたものも少なくない。また伊勢神宮に伝存する「大神宮印」・「内宮政印」・「豊受宮印」の取り扱いに際しては事細かな手順・作法・祭儀が付随しており、これらの印自体が神格化していた様子がうかがえる。印鑰社や伊勢神宮諸印の神格化がいつ頃まで遡り得るのかについては不明確であるが、官印の性格から見て、そこに付託されている権威自体に聖性が感じられた結果であろう。

私印が祭祀遺跡から出土しているケースも見受けられる。その最たるもののが栃木県日光市男体山山頂遺跡出土から出土した11点の私印である（第11表—9～19）。男体山山頂遺跡からは鏡・錫杖頭・法具・経筒・経軸頭・火打鎌・鏡像・鰐口・鈴鐸等の祭祀遺物と共に合計15点にのぼる銅印が出土しており、これらの印章が祭具・法具として埋納されたことは間違いない。

私印を神仏に奉納することの意味については、次のようないくつかの想定が可能であろう。まず第1に、私印自体が宝物であり、例え私印とは言え、家・個人レベルとしては権威が付帯されているわけであるから、それを神仏に捧げることは宝物・財物を奉納する行為に他ならないと言えるだろう。また第10

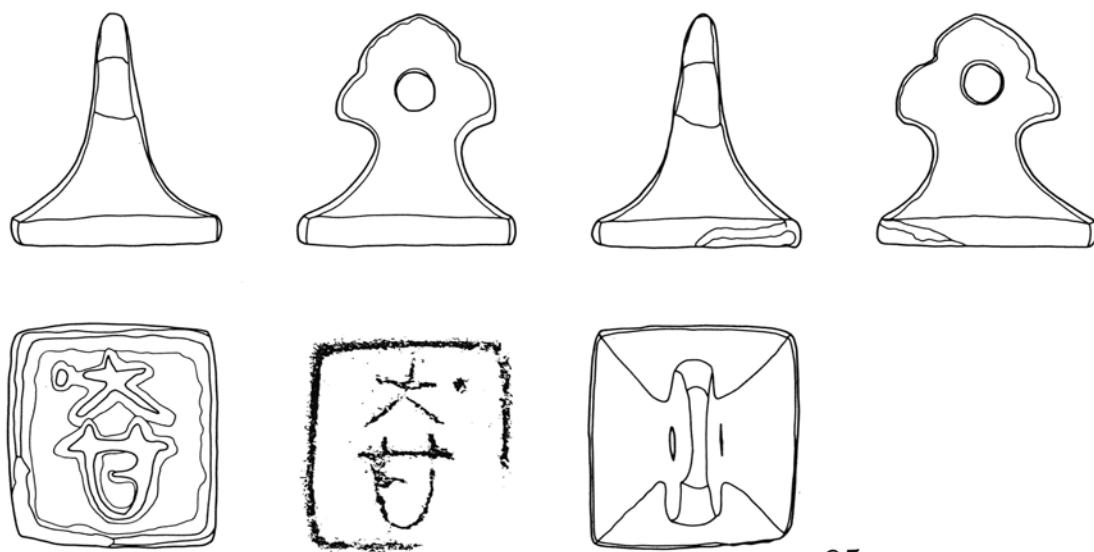
## V 考 察

表の私印押捺文書をみると、特に平安時代以降のものは土地・所領関係の文書が多い。それらに私印を押捺することによって、文書の発給主体者が土地や財物を寄進したり相手方に何事かを命じたりした文面の保証を行ったわけである。私印を神仏に奉納する事によって、自分の土地・財物に関するすべての権限を神仏に委ねることを意味したとも考えられる。さらに瓦・粘土板・土器等に私印を押捺したものの印影が5例ほどあるが（第11表—38・55・56・81・85）、それら器物に私印を押捺することは、墨書・刻書土器と同様、集落内における祭祀行為に伴うものと考えられる。土器に記された文字は集団の標識的の文字と解釈できるわけであり、土器に文字を記す

行為は、日常什器とは異なる非日常の標識を施すことであり、祭祀に用いる土器を日常什器と区別し、疫神・祟り神・悪霊・鬼等を含んだ意味においての「神仏」に属する器であることを示したもので、神仏に対して祭祀の主体者を明示するものであったと考えられている。土器等に私印を押捺することについても全く同様の観点からの行為と言えるだろう。ただ、墨書・刻書土器の膨大出土量に比べれば、私印押捺土器等はわずか数片に過ぎないので、それが極めて特異な事例であることには相違ない。印章は本来的には文書行政に直結するものであり、それを所持する者は最低限文書を書くことの出来る人物に限定されるからであろう。

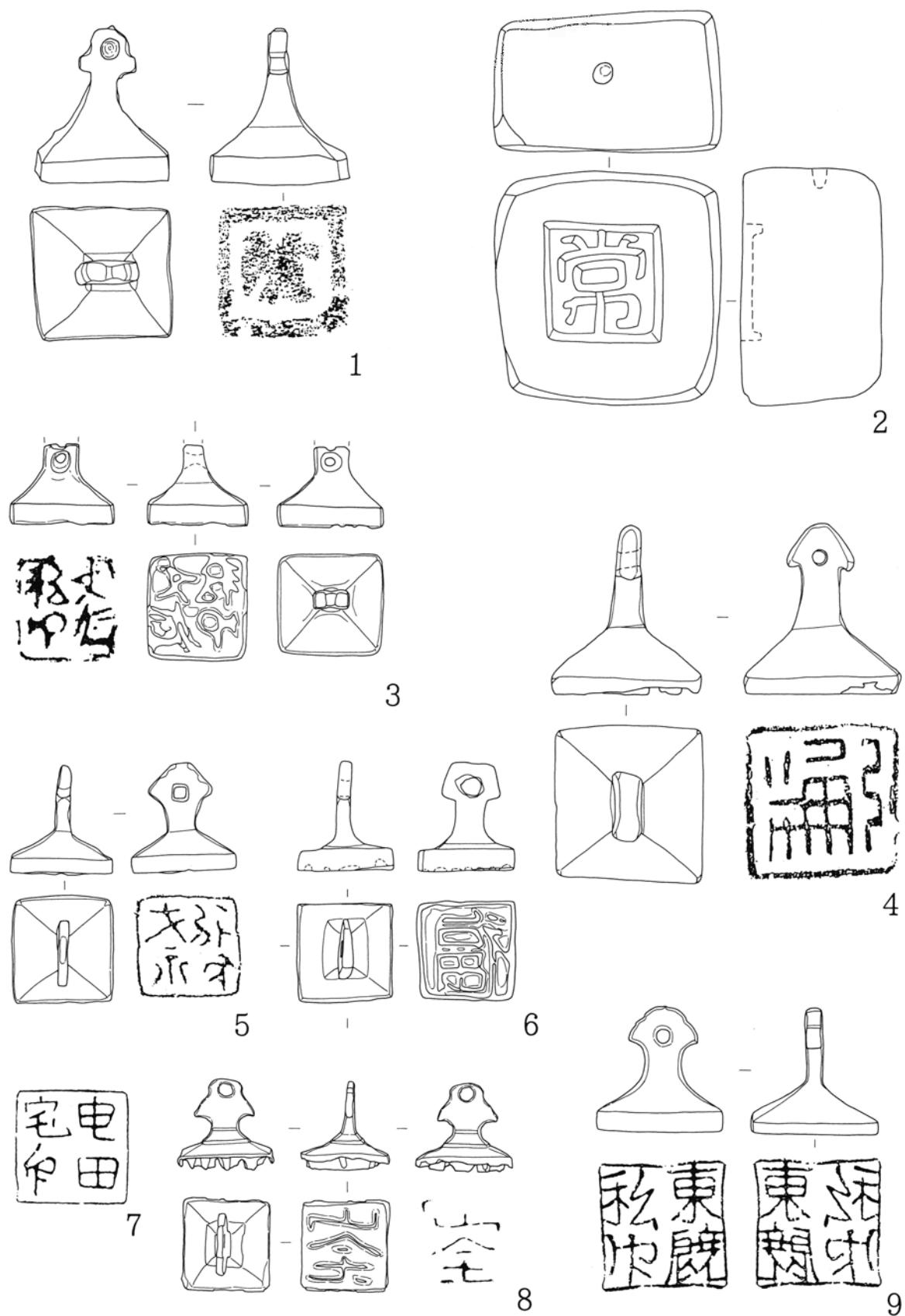
### 主要参考文献

- ・会田富康 「日本古印新攷」宝雲社 1947。
- ・相羽 勝 「厚木市飯山出土の銅印」（伊勢原市教育委員会『文化財ノート』2） 1992。
- ・安藤洋一 「厚木市飯山出土の銅印」（『横須賀考古学年報』24・25） 1982。
- ・大竹憲治 「陸奥国古代印章瞥見」（『史館』19） 1986。
- ・大竹憲治 「古代郡印小稿」（『いわき地方史研究』） 1987。
- ・荻野三七彦 『印章』 吉川弘文館 1966。
- ・亀井正道 「男体山出土の銅印」（『MUSEUM』149 東京国立博物館） 1963。
- ・瓦吹 堅 「常陸の古印」（『婆良岐考古』10） 1988。
- ・木内武男編 『日本の古印』 二玄社 1964。
- ・木内武男 『印章』 柏書房 1983。
- ・木内武男 『印章』（『季刊考古学』18 雄山閣） 1985。
- ・国立歴史民俗博物館編『非文献資料の基礎的研究—古印一報告書 日本古代印集成』1996。
- ・角田文衛 「銘辞学とその周辺」（『季刊考古学』18 雄山閣） 1985。
- ・寺西貞弘 「紀伊国造印をめぐる諸問題」（『和歌山市立博物館紀要』2） 1987。
- ・田路正幸 「近江八幡市大手前・御所之内遺跡出土の銅印をめぐって」（『滋県文化財保護協会紀要』） 1993。・男体山山頂遺跡調査団編『日光二荒山山頂遺跡調報告書』 角川書店 1963。
- ・服部匡延 「内家私印について」（『古文書研究』6 吉川弘文館） 1973。
- ・平川 南 「福島県岩瀬郡天栄村発見の銅印について」（天栄村教育委員会『志古山遺跡試掘調査報告』II） 1987。
- ・北条朝彦 「書」印試論—正倉院文書に見える印影の一つとして—」（『正倉院文書研究』3 吉川弘文館） 1996。
- ・前沢和之 「蔽田遺跡出土の銅印」（（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団『蔽田遺跡』1985。
- ・拙 稿 「大磯町馬場台遺跡出土の銅印についての覚書」（『大磯町史研究』3） 1994。
- ・拙 稿 「墨書土器が語る在地の信仰」（『歴史学研究』621 1997）。
- ・拙 稿 「古代の私印について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』63 1999刊行予定）

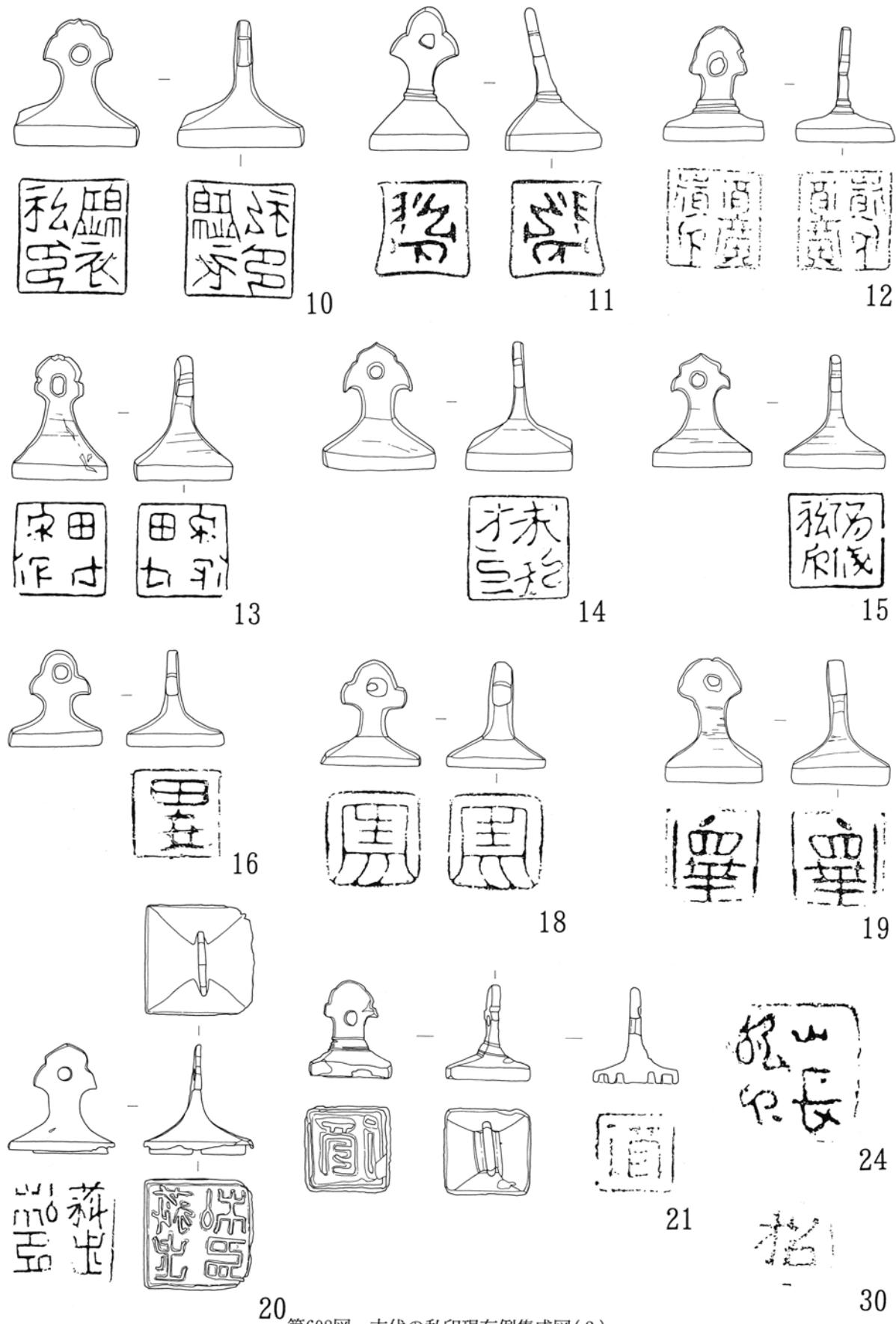


第606図 下芝五反田遺跡出土銅印図

5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印

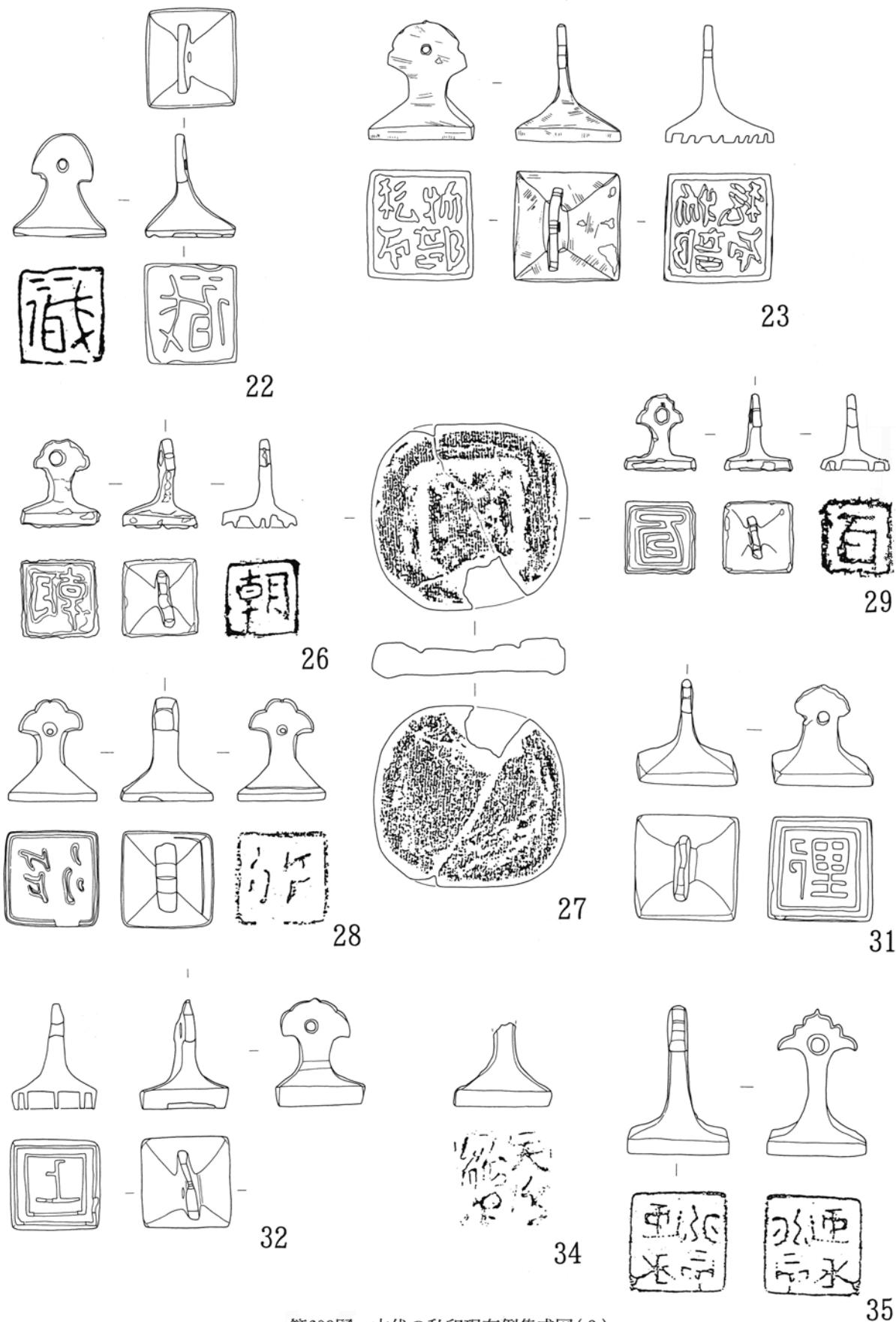


第607図 古代の私印現存例集成図(1)

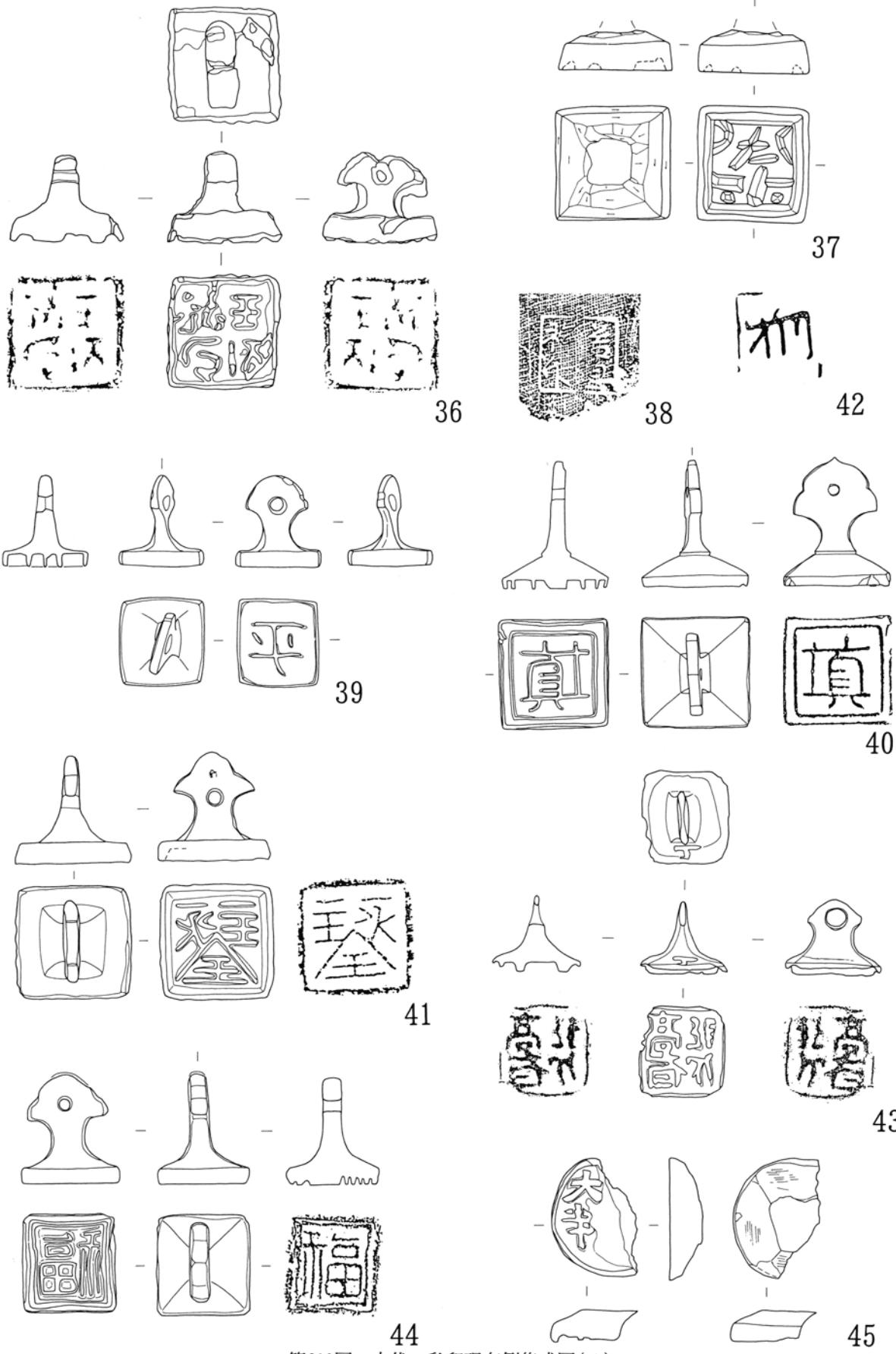


第608図 古代の私印現存例集成図(2)

5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印

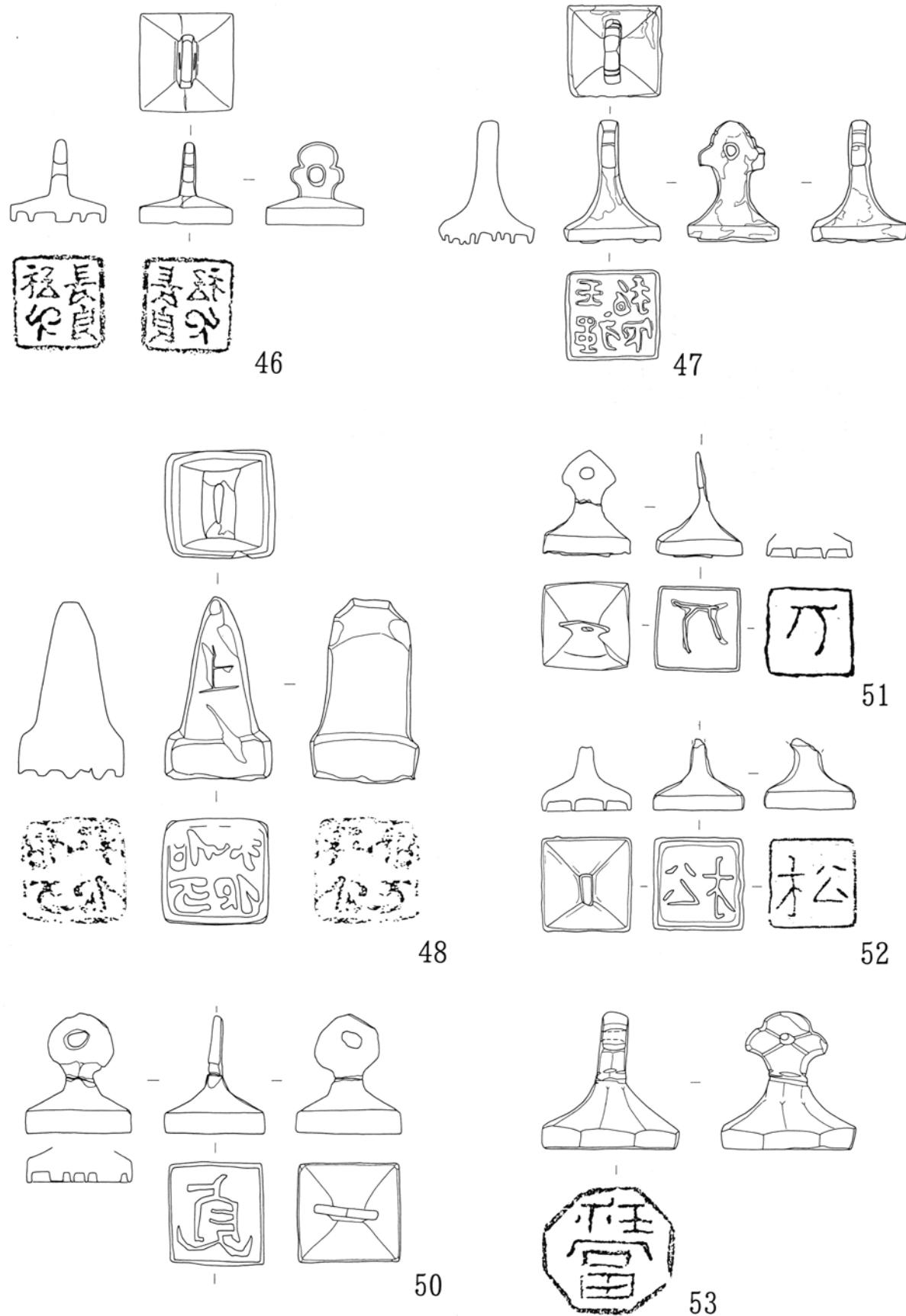


第609図 古代の私印現存例集成図(3)



第610図 古代の私印現存例集成図(4)

5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印



第611図 古代の私印現存例集成図(5)

V 考 察



54



55



57



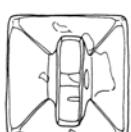
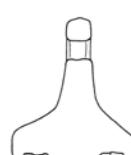
58



56

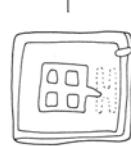
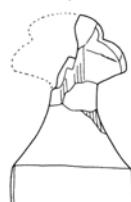
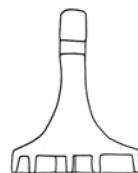
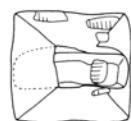


60



59

62

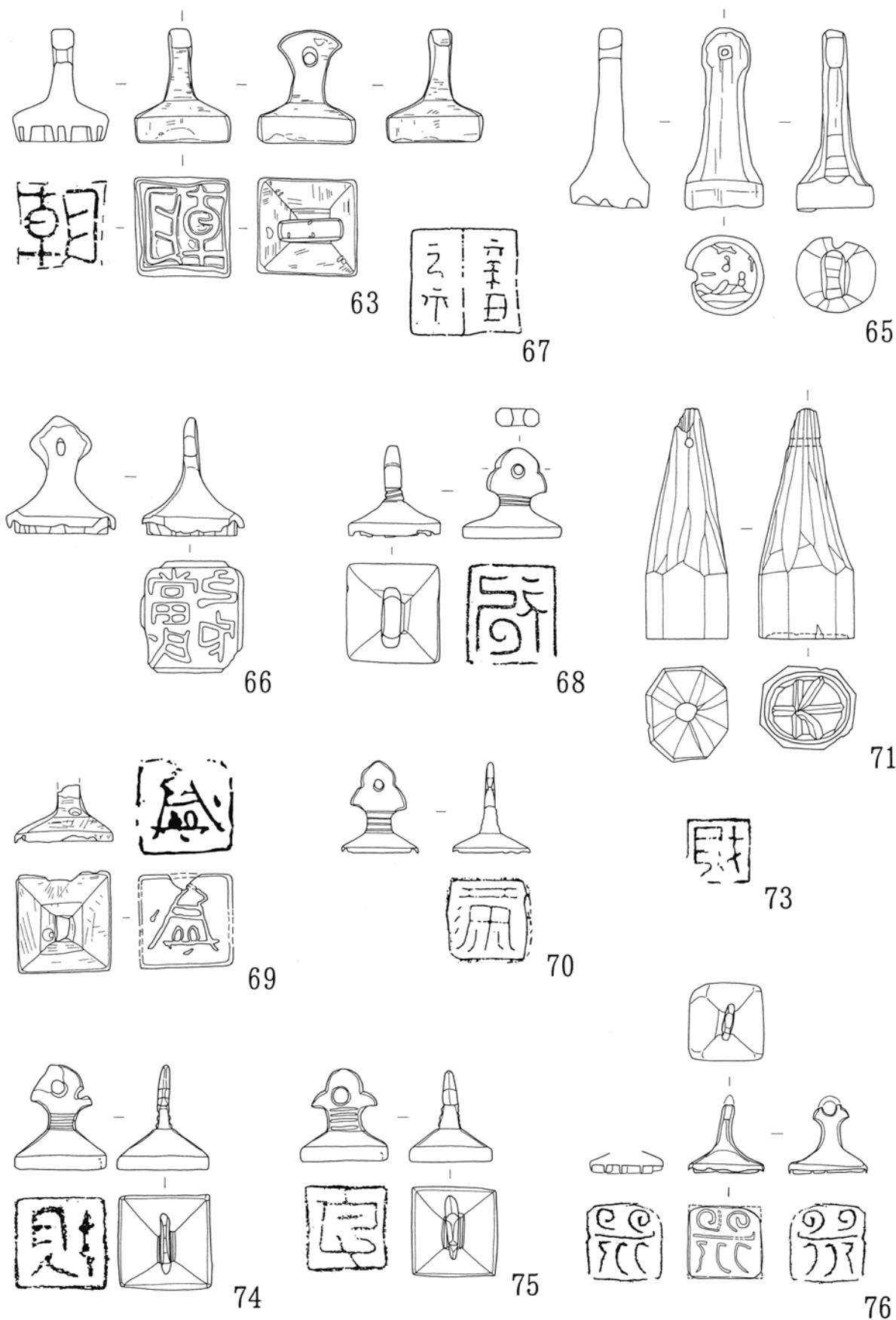


64

61

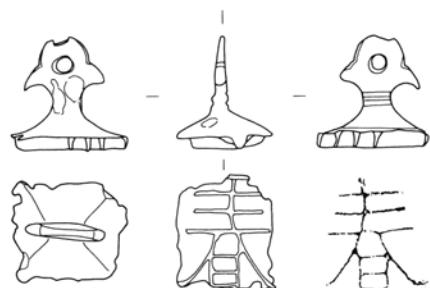
第612図 古代の私印現存例集成図(6)

5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印

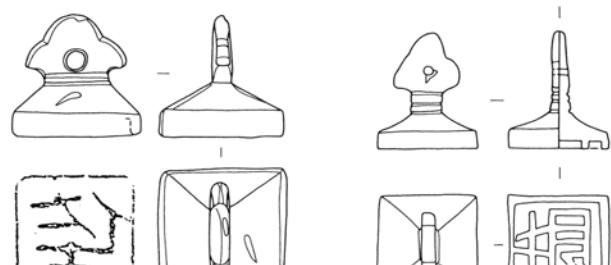


第613図 古代の私印現存例集成図(7)

V 考 察



77

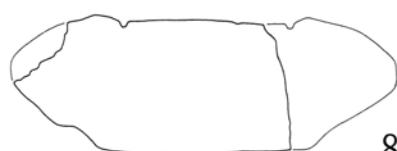


78

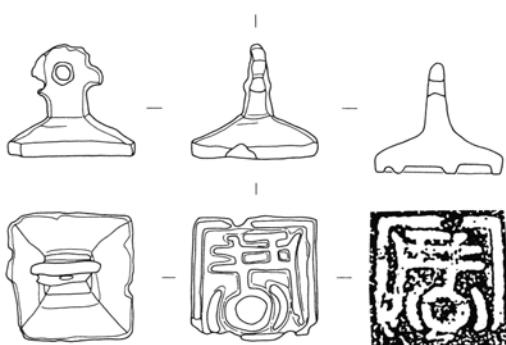
80



79



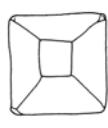
81



82



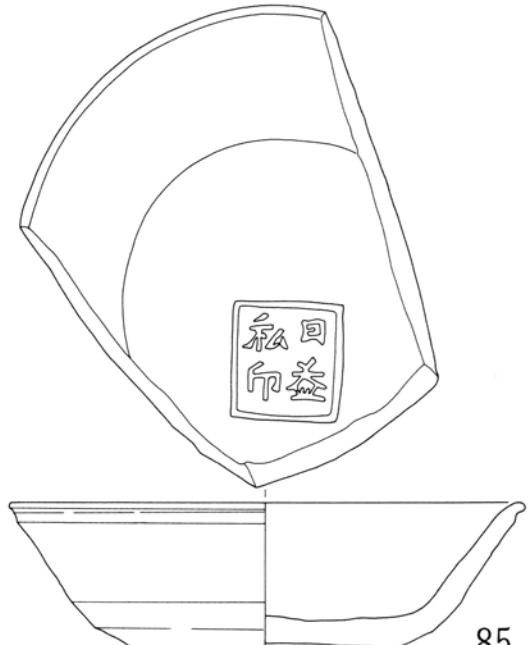
83



84



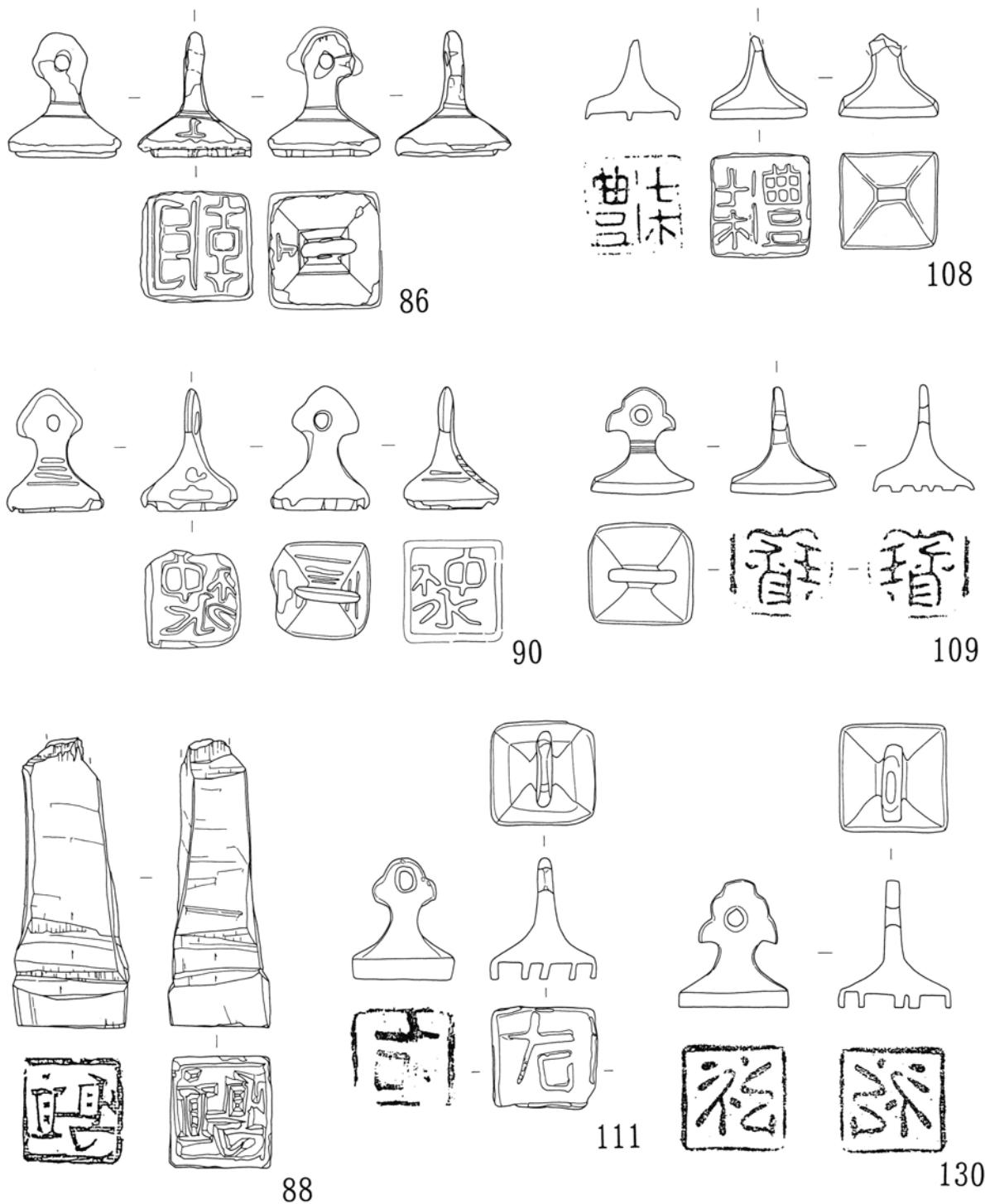
87



85

第614図 古代の私印現存例集成図(8)

5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印



第615図 古代の私印現存例集成図(9)

## V 考 察

第10表 古文書にみえる古代の私印

	印文	文書名	押印文書年紀	法量cm	押印場所	数	文書所蔵場所
1	内家私印	榆加師地論第1 〃 第3 〃 第15 判比量論残巻	天平年間 〃 〃 天平宝字4年(760)以前	方4 〃 〃 〃	巻末 巻末 巻末 継目裏 末尾表	1 1 1 1 4	宮内庁書陵部 東京国立博物館 根津美術館 大谷大学
2	積善藤家	礼記子本疏義巻59	天平年間	〃	巻末	1	早稲田大学
3	桃	杜家立成	天平16年(744)以降か	方4.3	紙裏継目裏巻末	11	正倉院宝物
4	書	伊賀國阿拝郡柘殖郷墾田壳券 造東寺司解	天平勝宝元年(749)11月21日 天平勝宝2年(750)12月23日	方4.2 方4.1	日下・自署 日下	3 1	東南院文書3-1 正倉院文書別集15
5	生江息嶋	写書所解	天平勝宝3年(751)4月5日	方4.1	継目裏	3	正倉院文書正書6
6	鳥豊名印	生江息嶋解	天平宝字3年(759)4月8日	方3.1	文面	55	正倉院文書正集6
7	丸部足人	足羽郡書生鳥部連豊名解 丸部足人解	天平宝字3年(759)5月21日 天平宝字4年(760)3月19日	方2.9 方2.8	文面 文面	22 30	正倉院文書正集6 正倉院文書拾遺70個人蔵
		山背国久背郡□□郷戸主秦男連公解	天平宝字4年(760)7月25日	方2.8	文面	22	正倉院文書続々修44-6
8	画師池守	画師池守解	天平宝字4年(760)3月20日	方2.9	文面	25	正倉院文書正集6
9	足万	調足万呂解	天平宝字4年(760)か	方3.1	文面	11	正倉院文書正集6
10	宮衣	石川宮衣手実	宝亀3年(772)4月26日	径4	冒頭・年月日各2	4	正倉院文書拾遺35知恩院蔵
11	佐	佐伯宿禰今毛人同真守連署送 錢文	宝亀7年(776)3月9日	方3.3	文面	32	旧東南院文書隨心院蔵
12	中臣之印	順正理論巻6残巻	大同元年(806)	方4.8	巻末	1	根津美術館
13	酒	酒人内親王家施入状	弘仁9年(818)3月17日	方5	文面	60	東南院文書
14	徳圓□□	僧圓珍受法印信	承和9年(842)5月15日	方	文面	76	園城寺文書
15	寶□私印	近江国愛智庄定文	貞觀18年(876)11月25日	方	文面	76	東南院文書5-3
16	□□□印	僧正聖宝起請文	延喜7年(907)2月13日	方	文面	11	醍醐寺三宝院
17	去邪行正	按察使藤原有実家牒断簡 按察使藤原有実家牒	延喜13年(913)3月23日 延喜13年(913)5月1日	方 方	文面 文面	18 33	東南院文書7-4 東南院文書4-1
		按察使藤原有実家牒	延喜13年(913)8月29日	方	文面	26	東南院文書4-1
18	藤	右大臣藤原忠平家牒	延喜20年(920)9月11日	6×3.9	文面	37	東寺百合文書禮9
19	愛	源昇家領近江国土田莊田地注文	承平2年(932)1月21日	方	日下・継目	2	東寺百合文書禮8
20	加宅私印	〃	〃	方	文面	数	〃
21	山常私印	薬師寺念佛堂牒 法隆寺金光院三昧堂牒	承保4年(1075)4月12日 承保4年(1075)4月12日	方 方	文面 継目	18 3	法隆寺文書 法隆寺文書
22	□□□□	前太政大臣平清盛家政所下文	治承3年(1179)11月	方	文面	4	敵島神社文書御判物帖

第11表 古代の私印の現存例(含、鋳型・刻印影)

番号	印文	法量 cm・g	鉢の形状	材質	印類	出土地・伝世地	文献
1	□	方4.4、現存高5.2、印側高0.52、重量215	苔鉢有孔	青銅	陽刻	秋田県本荘市川口(採集)	1
2	常(鋳型)	方7.5			陽刻	福島県いわき市 番匠地遺跡包含層中	2
3	丈龍私印	3.4×3.3、印側高0.7、現存高2.8 重量105.9	有孔	青銅	陽刻	福島県天栄村 志古山遺跡(採集)	3
4	桶弓	方5.1、現存高5.7	苔鉢有孔	青銅	陽刻	茨城県水戸市 アラヤ遺跡(採集)	4
5	丈永私印	3.4×3.22、現存高3.7	苔鉢有孔	青銅	陽刻	茨城県大宮町 小野遺跡(採集)	4
6	福	方3.3、現存高3.7	苔鉢有孔	青銅	陽刻	茨城県鹿嶋市 神野向遺跡(II区SB1365・1380間)	4,5
7	申田宅印	方3.9、現存高4.4	苔鉢有孔	青銅	陽刻	茨城県鹿嶋市 鹿嶋神宮(伝世)	4,5,6,7
8	岑	方3、現存高3	苔鉢有孔	青銅	陽刻	栃木県国分寺町 下野国府跡(BPJ区包含層)	8
9	東饒私印	方4.3、現存高4.3	苔鉢有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 二荒山神社(伝世、伝男体山山頂出土)	9
10	錦衣私印	4.0×3.9、現存高3.8	苔鉢有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 二荒山神社(伝世、伝男体山山頂出土)	9
11	私印	方3.4、現存高4.8	苔鉢有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 二荒山神社(伝世、伝男体山山頂出土)	9
12	酒廣嶺印	3.25×3.4、現存高4.85、重量53	苔鉢有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10
13	田村家印	3.21×3.23、現存高4.2、重量97	苔鉢有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10
14	球私印	3.55×3.65、現存高4.1、重量83	苔鉢有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10

5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印

15	陽城私印 (安, 世)	3.4×3.34、現存高3.7、重量75	苔鋤有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10	
16	田 □	3.21×3.1、現存高3.21、重量46	苔鋤有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10	
17	□□私印	方3.9、現存高4.1	苔鋤有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10	
18	生万	3.2×3.3、現存高3.56、重量60	苔鋤有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10	
19	澤	3.15×3.3、現存高4.24、重量75	苔鋤有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10	
20	莉□私印	方3.9、現存高3.8	苔鋤有孔	青銅	陽刻	栃木県小川町 梅曾遺跡	10	
21	酒	方2.7、現存高3.3、印側高0.4	苔鋤有孔	青銅	陽刻	群馬県前橋市 山王廃寺跡（包含層中）	11	
22	識	3.1×3.2、現存高3.5、印側高0.3	弧鋤有孔	青銅	陽刻	群馬県前橋市 荒子小学校校庭II遺跡 (3号住居跡床直)	12	
23	物部私印	4.3×4.2、現存高2.4、印側高0.4 重量102.9	苔鋤有孔	青銅	陽刻	群馬県高崎市 矢中村東遺跡（小水路跡）	13	
24	池長私印	方4、現存高1.5、印側高0.6	苔鋤	青銅	陽刻	群馬県利根村 蘭原ダム水位観測所構内（採集）	14	
25	犬甘	方2.7、現存高3.1、印側高0.2	苔鋤有孔	青銅	陽刻	群馬県箕郷町 下芝五反田遺跡（平安時代水田耕土中）	15	
26	朝	本報告書掲載	2.6×2.55、現存高3.1、印側高0.5	苔鋤有孔	青銅	陽刻	群馬県月夜野町 蔵田遺跡	16
27	□（鑄型） (三, 王, 玉)	方3.6	苔鋤有孔	青銅	陽刻	群馬県群馬町 上野国分寺・尼寺中間地域遺跡（B区1号住居跡）	17	
28	印	方3.2、現存高3.3、印側高0.3	苔鋤有孔	青銅	陽刻	群馬県榛名町 蔵屋敷遺跡（住居跡床直）	18	
29	百	方2.4、現存高2.6、印側高0.4、重量16.9	苔鋤有孔	青銅	陽刻	群馬県富岡市宇田（採集）	16	
30	招	方3	苔鋤有孔	青銅	陽刻	群馬県中之条町 天神遺跡 (A区23号住居跡床面)	19	
31	野	方3.5	苔鋤有孔	青銅	陽刻	群馬県吾妻町上植栗（採集）	19	
32	上	方2.8、現存高3.8、印側高0.7、重量67.9	苔鋤有孔	青銅	陽刻	群馬県境町 保泉丸山西遺跡（H042号住居跡）	20	
33	影	方3.3、現存高3.6	弧鋤有孔	青銅	陽刻	群馬県玉村町 上飯島芝根II遺跡（包含層中）	20	
34	矢作私印	3.2×3.3、現存高2.3	不明	青銅	陽刻	埼玉県行田市埼玉（採集）	21	
35	匝永私印	方3.4、現存高4.85	苔鋤有孔	青銅	陽刻	千葉県八日市場市木積素読谷（採集）	22	
36	王酒私印	3.84×3.9、現存高3、重量66.7	苔鋤有孔	青銅	陽刻	千葉県八日市場市 柳台遺跡 (050号住居跡西壁上面)	23	
37	□	3.85×3.8、現存高9	欠失	陶	陰刻	千葉県袖ヶ浦町 永吉台遺跡（106号住居跡）	24	
38	若鳥私印 (平瓦刻印影)	方2.7			陽刻	東京都国分寺市 武藏国分寺跡 南大門付近（採集）	25	
39	平	方2.8、現存高3.2、印側高0.5、重量31.8	苔鋤有孔	青銅	陽刻	神奈川県平塚市 構之内遺跡 第3地点（12号住居跡壁際下層）	26	
40	埴	方3.7、現存高4.4、印側高0.3 重量64.95	苔鋤有孔	青銅	陽刻	神奈川県大磯町 馬場台遺跡（灰溜土坑）	27	
41	証	3.9、現存高3.6、印側高0.7	苔鋤有孔	青銅	陽刻	神奈川県厚木市飯山（採集）	28,29	
42	物	方2.8	苔鋤有孔	青銅	陽刻	新潟県新発田市五十公野もしくは福島県いわき市平字桜（採集）	30,31	
43	高有私印	3×3.2、現存高2.5、重量26	苔鋤有孔	青銅	陽刻	新潟県上越市 江向遺跡（包含層中）	32	
44	福	3.2×3、現存高3.6、印側高0.7 重量41.63	苔鋤有孔	青銅	陽刻	石川県松任市 北安田北遺跡（包含層中）	33	
45	大伴□□	径（4.2）、重量44	不明	青銅	陽刻	長野県長野市 篠ノ井遺跡群（SB7109住居跡）	34	
46	長良私印	3.32×3.22、現存高2.78、重量52.15	苔鋤有孔	青銅	陽刻	長野県松本市 三間沢川左岸遺跡 (22号住居跡壁際)	35	
47	王強私印	3×3.15、現存高4.05、印側高0.45 重量61.9	苔鋤有孔	青銅	陽刻	長野県更埴市 更埴条里遺跡（洪水堆積砂中）	36	
48	伯万私印	方3.5、現存高6.2、重量83	錐状	石	陽刻	長野県佐久市 聖原遺跡（住居跡）	37	
49	物部楮丸	方3.1、現存高2.6、印側高0.9	苔鋤有孔	青銅	陽刻	長野県臼田町清川（採集）	38,39	
50	貞	3.48×3.37、現存高3.94、印側高0.72	弧鋤有孔	青銅	陽刻	静岡県袋井市 川田藤蔵淵遺跡（包含層）	40	
51	万	方3、現存高3.5、印側高0.49、重量38	苔鋤有孔	青銅	陽刻	静岡県焼津市 道場田遺跡（小土坑G62）	41	
52	松	方3.1、現存高2.4、印側高0.6、重量2.78	不明	青銅	陽刻	静岡県袋井市 坂尻遺跡（包含層中）	42	
53	弥富	4.4×4.6、現存高4.6、印側高0.7 重量142	苔鋤有孔	青銅	陽刻	愛知県稻沢市 尾張國府跡（包含層中）	43	
54	富	方3、現存高3.2、印側高0.4、重量42	苔鋤有孔	青銅	陽刻	愛知県稻沢市 尾張國府跡	44	
55	寶 (須恵器杯, 底部外面刻印)	方3.3			陽刻	三重県明和町 斎宮跡（土坑SK1370）	45	
56	桑名国依 (須恵器杯, 底部内面刻印)	方2.4			陽刻	三重県東村 権現坂遺跡（包含層中）	46	

V 考 察

57	神主石敷	方2.3、現存高2.8、印側高0.33	苔鈕無孔	青銅	陽刻	三重県伊勢市荒木田家旧蔵（伝世）	47
58	己酉首印	方2.6、現存高3、重量31.88	苔鈕有孔	青銅	陽刻	伝 三重県伊勢市荒木田家旧蔵（伝世）	47
59	善	方3、現存高2.5、印側高0.8、重量67	苔鈕有孔	青銅	陽刻	滋賀県大津市 大谷南遺跡（包含層中）	48
60	□	3.3×3.4、現存高4.5、印側高0.9 重量113.2	苔鈕有孔	青銅	陽刻	滋賀県近江八幡市 大手前御所内遺跡（耕作痕）	49,50
61	乙貞	方3.3、現存高4.2、印側高0.7、重量75	苔鈕有孔	青銅	陽刻	滋賀県守山市 服部遺跡（条里溝）	51
62	内真	方3.2、現存高3.7、印側高0.7、重量73.9	弧鈕有孔	青銅	陽刻	滋賀県栗東町 辻遺跡（河道肩部小ビット）	52
63	朝	方3、現存高3.85、印側高0.85、重量86.5	弧鈕有孔	青銅	陽刻	滋賀県高島町 鴨遺跡	53
64	里	3.3×2.8、現存高5.3、印側高1.2	苔鈕有孔	木	陽刻	京都市 平安京西市跡	54
65	□	径2.7、現存高61	弧鈕有孔	木	陽刻	京都府向日市 長岡京左京118次（溝SD11806）	55
66	當氏之印	3.8×3.6、現存高4、印側高0.6、重量6.8	苔鈕有孔	青銅	陽刻	大阪府能勢町 法蓮坂遺跡（包含層中）	56
67	辛丑之印	3.5×3.6、現存高4.6、印側高0.8 重量106	弧鈕有孔	青銅	陽刻	大阪府堺市 大庭寺遺跡（包含層中）	57
68	私	3.3×2.9、現存高3.1、重量53.2	苔鈕有孔	青銅	陽刻	兵庫県出石町 穂袴遺跡（包含層中）	58
69	益	3.3×3.2、現存高2.1、重量39	苔鈕有孔	青銅	陽刻	兵庫県神戸市 下小名田遺跡	59
70	満	方2.6、現存高3.1、重量27	苔鈕有孔	青銅	陽刻	兵庫県三田市 貴志下所遺跡（包含層中）	60,61
71	木	長径3.2、短径2.7、現存高7.9 印側高2.2~2.7、重量18.6	錐状	木	陰刻	奈良県奈良市 平城宮跡（第139次） (内裏外郭東大溝 SD2700)	62
72	道	方3	不明	木	陽刻	奈良県奈良市 平城京東1坊大路西側溝跡	63
73	財	方2.2、現存高2.8	苔鈕有孔	青銅	陽刻	鳥取県東伯町 斎尾庵寺	64
74	財	方3.3、現存高3.5、印側高0.5	苔鈕有孔	青銅	陽刻	鳥取県名和町名和神社（伝世）	65
75	良	方3、現存高3.1、印側高0.5	苔鈕有孔	青銅	陽刻	鳥取県岸本町大殿（採集）	65
76	□	2.8×2.7、現存高2.4、印側高0.4 重量24	苔鈕有孔	青銅	陽刻	島根県松江市 薦沢A遺跡	66
77	春	現存高3、重量25	苔鈕有孔	青銅	陽刻	島根県松江市 出雲国府跡（採集）	67
78	佐	方3.4、現存高3.1、印側高0.6	苔鈕有孔	青銅	陽刻	島根県安来市十王山（採集）	65
79	□	方3.2、現存高2.8、印側高0.4、重量40	苔鈕有孔	青銅	陽刻	岡山県倉敷市 菅生小学校裏山遺跡（包含層中）	68
80	財	方2.6、現存高3、印側高0.5、重量30	苔鈕有孔	青銅	陽刻	岡山県落合町 須内遺跡（包含層中）	69
81	宗□私印 (粘土板刻印影)	方4.2			陽刻	山口県山口市 周防鋳錢司跡（第III層中）	70
82	貞	方2.8、現存高3.5、印側高0.6、重量35.9	苔鈕有孔	青銅	陽刻	香川県善通寺市 中村遺跡（溝SD02）	71
83	酒	2.6×2.5、現存高1.6、印側高0.5 重量30.4	不明	青銅	陽刻	香川県善通寺市 野田院跡	72
84	真	方3	苔鈕有孔	青銅	陽刻	香川県牟礼村字田井土井屋敷（採集）	73
85	日益私印 (土器刻印)				陽刻	福岡県甘木市 宮原遺跡（31号土坑）	74
86	朝	3.4×3.5、現存高3.85、印側高0.35 重量62.2	苔鈕有孔	青銅	陽刻	福岡県久留米市 古賀日渡遺跡（土坑）	75
87	佐伯万善	2.94×3、現存高2.98、印側高0.68	苔鈕有孔	青銅	陽刻	福岡県太宰府市 御笠川南上房跡（包含層中）	76
88	直嶋	3.4×3.2、現存高3.85、印側高0.35 重量62.2	四角錐状	木	陽刻	福岡県太宰府市 太宰府史跡 (第170次調査) (井戸跡)	77
89	高	3.1×2.7、現存高2.7	苔鈕有孔	青銅	陽刻	福岡県太宰府市 筑前国分寺跡（溜状遺構SX030）	78
90	神水	3.05×3、現存高3.85、印側高0.3	苔鈕有孔	青銅	陽刻	福岡県穂波町 塚原遺跡（畔状遺構）	79
91	今福私印	方3、現存高3.5、重量61.87	苔鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80,81
92	曾吉私印	方3.1、現存高3.3、重量44.62	苔鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80,81
93	私福私印	方2.6、現存高3.4	苔鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80,81
94	直漢	3.5×3.3、現存高2.9	苔鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80,81
95	財印	3.1×2.8、現存高3.5	苔鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80
96	幸	方2.7、現存高2.4、重量30	苔鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80,81
97	右	方4.2、現存高4.2	苔鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80
98	嶺	方3.1、現存高3.3	苔鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80
99	常	方3.6、現存高3.3、重量47.25	苔鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80,81
100	廣	方3.1、現存高3、重量28.87	苔鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80,81
101	椿	方3.3、現存高3.9、重量58.12	苔鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80,81
102	雄	方2.5、現存高2.7、重量33.75	苔鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80,81
103	財	方2.8、現存高2.7、重量25.12	苔鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80,81
104	財	方3、現存高2.7、重量32.25	苔鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80,81
105	智	方2.85、現存高3	苔鈕有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80,81

## 5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印

106	福印	方2.9、現存高3.3	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80
107	□	方2、現存高2.9、重量15	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80,81
108	漆豊	3.1×3.05、現存高2.5、印側高0.5 重量45.06	不明	青銅	陽刻	来歴不明・奈良市大和文華館蔵	80,82
109	寶	3.3×3.2、現存高3.3、印側高0.5 重量41.11	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴不明・奈良市大和文華館蔵	80,82
110	私	3.4×3.5、現存高4、印側高0.5 重量72.85	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴不明・奈良市大和文華館蔵	80,81,82
111	右	方3.3、現存高3.8、印側高0.7 重量61.55	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴不明・奈良市大和文華館蔵	82
112	刑氏私印	3.3×3.4	苔鉢有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
113	土全私印	方3.2、現存高43	苔鉢有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	80
114	濱守私印	方3.5	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
115	有□私印	方3.9	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81,83
116	上満私印	方3.7	苔鉢有孔	青銅	不明	来歴・現所在不明	84
117	松間私印	方3、現存高3.3、重量69.52	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81
118	大蓮之印	方3.6	苔鉢有孔	不明	不明	来歴・現所在不明	81
119	宗貞□印	方3.7	苔鉢	青銅	不明	来歴・現所在不明	84
120	奈波丸印	方3.7	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81,84
121	有田之印	方3.2	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
122	大則府印	方3.3	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81
123	大□□印	3×2.7	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
124	他田□印	方3.7	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
125	暁月	方3.4	苔鉢有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81,83,84
126	當寛	方3.7	苔鉢有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81
127	常廣	方3	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81,85	
128	中	方3.5	苔鉢有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81
129	私	方2.4	苔鉢有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81
130	財	方3.5、現存高3.3、重量49.87	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81,84
131	私	方2.6、現存高3、重量35.25	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81,84
132	安	方2.8、現存高3.2、重量30	苔鉢無孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81,84
133	沿	方3、現存高4	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81,84
134	経	方3、現存高2.7、重量33.37	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴・所在不明	81,84
135	辰	方3	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81
136	福	方3.3	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81,84
137	千	方3.5、現存高3.7	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81,84
138	貞	3×3.1	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	83,85
139	□	方2.4	苔鉢有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
140	直	3.6×3.8	苔鉢有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81
142	賀	方3	不明	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	85
143	生	3.1×2.9	苔鉢有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
144	橘高私印	方2.2	苔鉢有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
145		方3.8、現存高4.2、重量127.12	弧鉢無孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80,81

- 文献 1 富樫泰時 「本荘市川口発見の銅印について」(『鶴舞』62) 1962
- 2 横村友延・吉田生哉 「福島県番匠地遺跡」(『日本考古学年報』40 1987年度) 1989
- 3 天栄村教委 「志古山遺跡試掘調査報告」II 1987
- 4 瓦吹堅 「常陸の古印」(『婆良岐考古』10) 1988
- 5 鹿島町(当時)教委 「神野向遺跡VI 昭和60・61年度発掘調査概報」 1987
- 6 大場磐雄 「官幣大社鹿島神宮宝物図鑑」 1939
- 7 豊崎卓 「鹿島神宮の古銅印」(『郷土文化』4) 1963
- 8 栃木県文振事業団 「下野国府跡II 資料集」 1986
- 9 岡田謙 「男体山の出土品」(『日光 その美術と歴史』) 1961
- 10 男体山頂遺跡調査団 「日光二荒山山頂遺跡調査報告書」 1963
- 11 前橋市教委 「山王庵寺第5次発掘調査報告書」 1979
- 12 前橋市教委 「荒子小学校校庭II・III遺跡発掘調査報告書」 1990
- 13 高崎市教委 「矢中遺跡群VII 矢中村東遺跡」 1984
- 14 富田篤・水田稔 「利根村で発見された古代銅印」(『群馬文化』198) 1984
- 15 高島英之 「下芝五反田I遺跡の調査」(『群馬文化』) 1995
- 16 群馬県埋文事業団 「藪田遺跡」 1985
- 17 群馬県埋文事業団 「上野国分僧寺・尼寺中間地域」4 1990
- 18 飯島克己 「榛名町蔵屋敷遺跡出土の銅印」(『群馬考古学手帳』3) 1992
- 19 中之条町歴民資料館 「常設展示案内」 1995
- 20 群馬県教委 「群馬発掘最前線」 1996
- 21 埼玉県史編纂室 「埼玉県史通史編1 原始古代」 1987
- 22 八日市場市教委 「八日市場市文化財調査報告書II 金石文編」 1979
- 23 飯塚地区内遺跡調査団 「飯塚遺跡群発掘調査報告書 第IV分冊」 1986
- 24 君津都市埋文センター 「永吉台遺跡群」 1985
- 25 田熊信之・天野茂編 「宇野信四郎蒐集古瓦集成」 1994
- 26 平塚市教委 「構之内遺跡出土の銅印について」 1994

## V 考 察

- 27 高島英之 「大磯町馬場台遺跡出土の銅印についての覚書」(『大磯町史研究』3 1994)
- 28 安藤洋一 「厚木市飯山出土の銅印」(『横須賀考古学会年報』24・25) 1982
- 29 相羽勝 「厚木市飯山出土の銅印」(『文化財ノート』2 伊勢原市教委) 1992
- 30 菊池康雄 「いわき市平字桜町出土と伝えられる物字古銅印について」(『福島考古』22) 1981
- 31 大竹憲治 「いわき市平桜町から出土したとされる物の銅印をめぐって」(『古瓦』5) 1981
- 32 新潟日報 1992.7.14付記事
- 33 松任市教委 『松任市北安田北遺跡』II 1990
- 34 長野県埋文センター 『年報6 1989』 1990
- 35 松本市教委 『三間沢川左岸遺跡』I 1988
- 36 長野県埋文センター 『長野県埋文センター年報10 1993』 1994
- 37 佐久市埋文センター 『聖原遺跡I 発掘調査概報』 1990
- 38 宮下健司 『長野県における江戸時代の考古学史』(『信濃』40-2) 1988
- 39 宮下健司 『金工』(『長野県史美術建築資料編1 美術工芸』) 1992
- 40 静岡新聞 1994.12.17付記事
- 41 焼津市教委 『焼津市埋蔵文化財発掘調査概報』III 1984
- 42 袋井市教委 『一般国道1号袋井バイパス埋蔵文化財発掘調査報告書坂尻遺跡第2次調査』 1982
- 43 稲沢市教委 『尾張国府跡発掘調査報告書』V 1983
- 44 稲沢市教委 『尾張国府跡発掘調査報告書』VI 1984
- 45 斎宮跡調査事務所 『三重県斎宮跡調査事務所年報』1979 1980
- 46 三重県埋文センター 『一般国道475号東海環状自動車道埋蔵文化財発掘調査概報』1 1995
- 47 村田氏美 『古銅印記』(『伊勢郷土史草』3) 1973
- 48 大津市教委 『埋蔵文化財包蔵地分布調査報告書』III 1992
- 49 滋賀県教委 『大手前・御所内遺跡』 1992
- 50 田路正幸 『近江八幡市大手前・御所内遺跡出土の銅印をめぐって』(『滋賀県文化財保護協会研究紀要』6) 1993
- 51 滋賀県文化財保護協会 『服部遺跡発掘調査概報』 1979
- 52 滋賀県文化財保護協会 『滋賀埋文ニュース』89 1987
- 53 高島町教委 『高島町歴史民俗叢書2 鴨遺跡』 1980
- 54 京都市埋文研 『平安京跡発掘資料選』 1980
- 55 京都府埋文センター 『京都府遺跡調査概報』15 1985
- 56 大阪府教委 『法蓮坂遺跡発掘調査概報』 1988
- 57 大阪府埋文センター 『摂河泉発掘資料選』 1995
- 58 出石町教委 『袴狹遺跡内田地区発掘調査概報』 1995
- 59 村尾政人 『神戸市下小名田遺跡出土の官衙の遺物』(『のじぎく文化財だより』1) 1992
- 60 三田市教委 『兵庫県三田市文化財調査報告』5 1988
- 61 高島信之 『兵庫県三田市下所遺跡出土の印章について』(『古代学研究』110) 1986
- 62 奈文研 『木器集成図録 近畿古代編』 1985
- 63 奈文研 『平城宮発掘調査部発掘調査概報1994年度』 1995
- 64 鳥取県埋文センター 『歴史時代の鳥取県』 1989
- 65 岸本町教委 『大寺廃寺第4次発掘調査報告書』 1977
- 66 松江市教委 『薦沢A遺跡・薦沢B遺跡・別所遺跡発掘調査報告書』 1988
- 67 島根県教委 『島根県文化財調査報告書』5 1968
- 68 岡山県古代吉備文化財センター 『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』81 1993
- 69 岡山県教委 『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』11 1976
- 70 山口市教委 『周防鋳錢司跡』 1978
- 71 香川県教委 『四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』1 1987
- 72 善通寺市史編纂室 『善通寺市史』1 1977
- 73 上原準一 『讃岐訪古小録(1)』(『考古学雑誌』14-1) 1923
- 74 九州史学会 『九州史学』60 1986
- 75 日本経済新聞 1993.7.22付記事
- 76 福岡県教委 『福岡南バイパス関係埋蔵文化財調査報告3 筑紫郡大町所在御笠川南条坊遺跡(2)』 1976
- 77 九州歴史資料館 『大宰府史跡 平成7年度発掘調査概報』 1996
- 78 太宰府市教委 『筑前国分寺跡』 1996
- 79 穂波町教委 『穂波町文化財調査報告書9 穂波地区遺跡群 福岡県嘉穂郡穂波町大字高田所在遺跡群の調査6』 1994
- 80 木内武男 『日本の古印』 1964
- 81 会田富康 『日本古印新攷』 1947
- 82 大和文華館 『大和文華館所蔵品目録』5 1976
- 83 松平定信 『集古十種』
- 84 木内武男 『日本古印集成』(『MUSEUMU』149) 1963
- 85 長谷川延年 『秘奥印譜』 1992